

令和5年(2023年)12月1日
総合政策部危機管理局危機管理・防災課

(公社)おうみ犯罪被害者支援センターと 「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」 を締結しました。

■趣旨・目的

昨年以降、滋賀県内の犯罪件数は増加傾向にあるとともに、犯罪の態様も複雑化しており、精神的・身体的・経済的な困難に直面している犯罪被害者やその家族等に対しては、関係機関・団体が連携して、それぞれの被害者に寄り添ったきめ細やかな支援が必要となります。

このたび、犯罪被害者等が直面する困難な状況から一日も早く回復し、平穏な日常生活を取り戻すことができるよう、犯罪被害者支援に関して専門的な知識や豊富な経験を有し、様々な支援活動を行う公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターと「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」を締結しました。

この協定締結を機に、今まで以上に連携強化を図り、相互協力して犯罪被害者等に対して必要な支援を行ってまいります。

■締結日

令和5年12月1日(金曜日)

■内容

- ・連携協力による犯罪被害者に対する適切な支援の実施
- ・犯罪被害者支援のための各種施策、啓発活動等における相互協力
- ・市が実施する犯罪被害者支援の啓発のための事業等への積極的な協力
- ・市から(公社)おうみ犯罪被害者支援センターへの財政的支援

■問い合わせ

担当課名: 危機管理・防災課

担当者名: 清水

(直通)0748-71-2311 ※ 17時15分以降は、0748-72-1290

(FAX)0748-72-2000